

接続約款変更届出書

令和5年12月27日

総務大臣 殿

郵便番号 163-8003

住所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

氏名 K D D I 株式会社

代表取締役社長 高橋 誠

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第3号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するので届け出ます。

実施期日	令和6年1月5日
------	----------

接続約款変更届出書

令和5年12月27日

総務大臣 殿

郵便番号 900-8540

住所 おきなわけん な ほ しまつやまいつちようめ ばん ごう
沖縄県那覇市松山一丁目2番1号

氏名 おきなわ でん わかぶしきかいしゃ
沖縄セルラー電話株式会社

代表取締役社長 すが たかし
菅 隆志

登録年月日 平成16年4月1日

及び登録番号 第71号

連絡先

電気通信事業法第34条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款を変更するの
で届け出ます。

実施期日	令和6年1月5日
------	----------

電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備との接続に係る接続約款の新旧対照

新					旧				
料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 (略) 2 料金額 (略) 第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料 2 料金額 2-1 LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)					料金表 第 1 表 接続料金 第 1 網使用料 (略) 2 料金額 (略) 第 1 の 2 将来原価方式対象機能の網使用料 2 料金額 2-1 LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考
LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	LTE直収パケット接続機能(携帯電話・BWA電波連携分)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	225,692円	月額
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	22,569円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	159,114円	月額		令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	211,825円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	15,911円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	21,182円	月額
2-1の2 LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)					2-1の2 LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)				
区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考	区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考
LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	LTE直収パケット接続機能(LPWA、携帯電話・BWA電波連携分)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	225,692円	月額
	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	22,569円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	159,114円	月額		令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	211,825円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	15,911円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	21,182円	月額

新					旧				
2-1の3 5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)					2-1の3 5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)				
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	5G (NSA方式) 直収パケット接続機能 (携帯電話・BWA電波連携分)	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	225,692円	月額
		<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsを超える1Mbpsごとに	22,569円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	159,114円	月額		令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	10Mbpsのもの	211,825円	月額
		10Mbpsを超える1Mbpsごとに	15,911円	月額			10Mbpsを超える1Mbpsごとに	21,182円	月額
2-2 直収パケット接続回線管理機能					2-2 直収パケット接続回線管理機能				
区分	適用対象期間	単位	料金額	備考	区分	適用対象期間	単位	料金額	備考
直収パケット接続回線管理機能	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	直収パケット接続回線管理機能	令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	78円	月額
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	74円	月額		令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に限り適用します。	1契約者回線ごとに	78円	月額
(略)					(略)				
<u>附則 (令和5年12月27日K相接S0031号及びOCT技第23-124号)</u> <u>(実施時期)</u> <u>1 この改正規定は令和6年1月5日から実施します。</u>									